

通所介護及び第一号通所事業

重要事項説明書

< 令和6年4月1日 現在 >

渋谷区あやめの苑・代々木において実施する通所介護及び第一号通所事業（以下、「通所介護等」といいます。）は、事業者である渋谷区が社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団に委託して行う事業です。

1 渋谷区あやめの苑・代々木高齢者在宅サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	渋谷区あやめの苑・代々木
所在地	渋谷区代々木三丁目35番1号
サービス	通所介護及び第一号通所事業
介護保険指定番号	東京都 1371300235 号
サービスを提供する対象地域	渋谷区代々木1～5丁目・富ヶ谷1丁目・代々木神園町 初台1～2丁目 近隣地区応相談

(2) 同センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1人		特養・短期兼務	1人
生活相談員	介護支援専門員 介護福祉士	3人	2人	常勤1人非常勤2人は介護職員兼務、常勤1人は事業課長兼務	5人
機能訓練指導員	理学療法士 看護師	1人	2人	看護師は看護職員兼務	3人
看護職員	看護師	3人	2人	機能訓練指導員兼務	5人
介護職員	介護福祉士 初任者研修	1人	6人	常勤1人は相談員兼務	7人
調理員	調理師	4人	3人	特養兼務	7人
事務員		1人			1人

(3) 同センターの設備の概要

定員	33人	静養室	1室4床
食堂兼機能訓練室	1室 149.03㎡	相談室（クラブ室）	1室
浴室	一般浴槽、特殊浴槽	談話室（喫茶コーナー）	1室
		送迎車	1台

(4) 営業時間

月～土	午前8時30分から午後6時00分まで（12月29日から1月3日までは休み）
日	定休日

* 緊急連絡電話 03-3372-1103

2 サービス内容

(1) 介護サービス

利用者の状態に応じた移動介助、排泄介助、食事介助などを行ないます。

(2) 送迎サービス

送迎には職員が付き添い、乗降の介助を行ないます。（状況によりワンマンバスあり）

(3) 食事サービス

利用者の状態に応じた形態の食事を提供し、必要であれば介助もいたします。

(4) 入浴サービス

一般浴、特別浴があり、希望利用者の状態に応じた入浴介助を行ないます。

(5) 機能訓練

生きがい講座、趣味講座、体操や個別機能訓練などの生活行為力向上訓練を行ないます。

(6) 生活相談

日常生活の悩みや制度上の問題等の相談に応じ、必要であれば他の機関を紹介します。

3 料金

(1) 料金については、【契約書別紙】の料金欄を参照してください。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①ご利用日の前日午後5時までに ご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前日午後5時までに ご連絡がなかった場合	通所介護 1日あたりの(基本介護料)の10%+昼食代
	第一号通所事業 昼食代のみ

*ご利用日の前日が日曜日又は1月3日の場合は、直前の営業日の午後5時までとなりますのでご注意ください。

(3) 支払方法

毎月、月初めに前月分の請求をいたしますので、月末までに現金又は事業者が指定する金融機関に振込の方法によりお支払いください。口座振替の場合は、当月27日に利用者の指定する金融機関の口座から引き落としになります。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

ご利用の曜日を決定後、契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用の中止

① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。

② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(3) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 事業者の都合でサービスを終了する場合

施設の閉鎖等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

(4) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合（基本チェックリストで事業対象者となった場合を除く）

・利用者が死亡した場合

(5) その他

・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又はやむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・利用者が、サービス利用料金の支払を2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院もしくは病気等により、3か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5 当センターのデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

老人福祉法の基本理念及び“人を大切にする” “人に対する思いやり”を施設運営の基本とし、信頼される質の高いサービスの提供に努めます。

- ① 安全に明るく穏やかに生活できるよう可能な限りの自己実現や自立支援への援助を行います。
- ② ご本人又はご家族の意向を尊重し、一人ひとりに合わせた介護を行います。
- ③ 地域の中にある地域の施設として、開かれた施設づくりをめざします。
- ④ 職員は、専門職員としての自覚をもち、常に知識・技術の向上をめざし、より人間性豊かな介護を求め努力します。

(2) サービス利用に当たっての留意事項

送迎時間の連絡	……………	利用開始決定後、別紙書面にて施設より連絡いたします。
体調確認	……………	来苑時、看護師による血圧測定・検温・健康相談等を行います。
体調不良等の場合	……………	体調が思わしくない場合は、無理をせず静養なさってください。
サービスの中止・変更	……………	前日の午後5時までにご連絡いただかない場合、キャンセル料をいただくこととなりますのでご注意ください。
設備、器具の利用	……………	福祉器具を常時展示し、体験利用ができます。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

緊急連絡先

氏 名	
住 所	
電話番号	
続 柄	

主治医

病院または診療所名	
医 師 名	
住 所	
電話番号	

7 非常災害対策

防災対策は、全館スプリンクラーの設置・消火栓・消火器・感知器・自動火災報知器・非常通報装置・非常口指示板等が設置されております。また、地域の皆様との協力体制をとっています。

防災訓練 : 月1回

8 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、あやめの苑・代々木のサービス提供を継続的にを行い、早期に業務再開を図るため業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施します。計画については適時見直しなどを行い、必要に応じて変更を行います。

9 身体拘束の適正化

サービス提供にあたり、身体拘束適正化マニュアルに沿って、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合(利用者、他の利用者の生命、身体に危険が及ぶ緊急性、身体拘束以外に生命、身体に危険が及ぶことを防止できない非代替、危険が及ばなくなった場合は直ちに解除を行う一時性の条件を満たした場合)を除き、身体拘束を行いません。施設は、サービス提供中に職員又は擁護者(利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの)による虐待が疑われる場合には、利用者の保護とともに速やかにこれを区に通報します。

10 人権擁護及び虐待防止

高齢者虐待防止に関する法令及びその他の規範を遵守し、利用者の人権の擁護、虐待の発生または再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める等の措置を講じます。

11 サービス内容に関する相談・苦情

① 当センターご利用者相談・苦情担当

担 当 生活相談員

電 話 03-3372-1103

受付時間 月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

② その他

当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口、又は東京都国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

区市町村名 渋谷区

渋谷区の介護保険及び渋谷区総合事業に関する苦情、相談の窓口は、次のとおりです。

渋谷区役所 福祉部 介護保険課 介護相談係

電話 03-3463-3304

東京都国民健康保険団体連合会

担 当 苦情窓口(専門の相談調査員)

電 話 03-6238-0177(直通)

受付時間 月～金曜日(土・日・祝日を除く)午前9時から午後5時まで

9 受託者の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 渋谷区社会福祉事業団	
代表者役職・氏名	理事長 長谷部 健	
本部所在地	渋谷区渋谷一丁目18番9号	
電話番号	03-5464-6810	
施設・拠点等	1 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	2 箇所
	2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護	2 箇所
	3 通所介護及び第一号通所事業	1 箇所
	4 地域包括支援センター	1 1 箇所
	5 母子生活支援施設	1 箇所
	6 障害福祉サービス事業所（生活介護）	1 箇所
	7 授産施設	1 箇所
	8 障害福祉サービス事業所（就労継続支援B型）	2 箇所
	9 認定こども園	5 箇所
	10 保育園	1 箇所

令和 年 月 日

通所介護等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

事業者

<住 所> 渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区
<代表者> 渋谷区長 長谷部 健 印

説明者

<住 所> 渋谷区代々木三丁目35番1号
社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団
渋谷区あやめの苑・代々木
<説明者> 生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護等についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所>
<氏 名> 印

(代理人)

<住 所>
<氏 名> 印

【契約書別紙】

○通所介護及び第一号通所事業

- ・ご利用日 毎週 曜日
- ・ご利用時間 : ~ :

*送迎の都合により、時間的に多少のずれが生じますのでご了承ください。

- ・ご利用場所 渋谷区代々木三丁目35番1号 渋谷区あやめの苑・代々木
- ・ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室／相談室／浴室(一般浴槽・特殊浴槽)／送迎車1台
- ・サービス内容 通所介護及び第一号通所事業計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

*具体的な内容は、毎月お配りする月間予定表をご覧ください。

○利用料金

1 通所介護の利用料金

※1単位あたり10,900円で計算

(1) 基本サービス料金(介護保険法が定める法定料金)

1割負担 1日あたり

介護認定区分	2時間以上	3時間上	4時間上	5時間上	6時間上	7時間上	8時間以上
要介護度1	297円	404円	423円	622円	637円	718円	730円
要介護度2	339円	461円	484円	734円	751円	847円	863円
要介護度3	383円	523円	548円	847円	868円	981円	998円
要介護度4	428円	581円	611円	960円	982円	1,115円	1,135円
要介護度5	471円	641円	673円	1,073円	1,099円	1,252円	1,274円

2割負担 1日あたり

介護認定区分	2時間上	3時間以上	4時間上	5時間上	6時間上	7時間上	8時間以上
要介護度1	593円	807円	846円	1,243円	1,273円	1,435円	1,459円
要介護度2	678円	922円	968円	1,467円	1,502円	1,694円	1,725円
要介護度3	765円	1,044円	1,095円	1,694円	1,736円	1,962円	1,995円
要介護度4	855円	1,162円	1,221円	1,919円	1,964円	2,230円	2,270円
要介護度5	942円	1,282円	1,345円	2,145円	2,198円	2,503円	2,547円

3割負担 1日あたり

介護認定区分	2時間上	3時間以上	4時間上	5時間上	6時間上	7時間上	8時間以上
要介護度1	890円	1,210円	1,269円	1,864円	1,910円	2,152円	2,188円
要介護度2	1,017円	1,383円	1,452円	2,201円	2,253円	2,541円	2,587円
要介護度3	1,148円	1,567円	1,642円	2,541円	2,603円	2,943円	2,992円
要介護度4	1,282円	1,743円	1,832円	2,878円	2,946円	3,345円	3,404円
要介護度5	1,413円	1,923円	2,018円	3,218円	3,297円	3,754円	3,820円

(2) その他介護給付サービス加算料金

加算項目	単位数	1日あたり費用	自己負担分 (1割)	自己負担分 (2割)	自己負担分 (3割)
入浴介助加算	40単位	436円	44円	88円	131円
個別機能訓練 加算(I)	56単位	610円	61円	122円	183円
個別機能訓練 加算(II)	20単位	218円	22円	44円	66円
中重度者ケア 体制加算	45単位	490円	50円	99円	147円
送迎減算(片 道につき)	-47単位	-512円	-52円	-103円	-154円
ADL維持等 加算(I)	30単位 (1月につき)	327円	33円	66円	99円
ADL維持等 加算(II)	60単位 (1月につき)	654円	66円	131円	197円
栄養スクリーニ ング加算(I)	20単位 (1回につき)	218円	22円	44円	66円
栄養スクリーニ ング加算(II)	5単位 (1回につき)	54円	6円	11円	17円
口腔機能向上加 算(I)	150単位 (月2回程度)	1635円	164円	327円	491円
口腔機能向上加 算(II)	160単位 (月2回程度)	1,744円	175円	349円	524円
科学的介護推進 体制加算	40単位 (1月につき)	436円	44円	88円	131円
サービス提供体 制加算I	22単位 (1回につき)	239円	24円	48円	72円
介護職員等処遇改善加算I	一月の介護報酬総単位数×9.2%を加算				

※通所介護感染症災害 3%加算 1か月の利用者数が前年の当該月の利用者数から5%以上減少した場合は、原則3か月を限度とし基本報酬の3%を加算

2 第一号通所事業 国基準相当通所型サービスの利用料金

※1単位あたり10,900円で計算

(1) 基本サービス料金 (渋谷区総合事業で定める料金)

1割負担 1月あたり

	基本サービス料金	
通所型サービス1(事業対象者・要支援1)	1798 単位	1,960 円
通所型サービス2(要支援2)	3621 単位	3,947 円

2割負担 1月あたり

	基本サービス料金	
通所型サービス1(事業対象者・要支援1)	1798 単位	3,920 円
通所型サービス2(要支援2)	3621 単位	7,894 円

3割負担 1月あたり

利用回数	基本サービス料金	
通所型サービス1(事業対象者・要支援1)	1798 単位	5,880 円
通所型サービス2(要支援2)	3621 単位	11,841 円

(2) その他介護給付サービス加算料金

加算項目	単位数	1月あたり単位	自己負担分(1割)	自己負担分(2割)	自己負担分(3割)
生活機能向上グループ活動加算	100 単位	1,090 円	109 円	218 円	327 円
サービス提供体制加算I1	88 単位	959 円	96 円	192 円	288 円
サービス提供体制加算I2	176 単位	1,918 円	192 円	384 円	576 円
一体的サービス提供加算	480 単位	5,232 円	524 円	1,047 円	1,570 円
送迎減算(片道)	-47 単位	-512 円	-52 円	-103 円	-154 円
科学的介護推進体制加算	40 単位	436 円	44 円	88 円	131 円
介護職員等処遇改善加算I			一月の介護報酬総単位数×9.2%を加算		

3 第一号通所事業 区独自基準通所型サービス A

※1単位あたり10.90円で計算

(1) 基本サービス料金（渋谷区総合事業が決める料金）

利用回数	提供時間	1月あたり単位	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
週1回程度	1.5時間以上	1464単位	1,596円	3,192円	4,788円
週2回程度		2928単位	3,192円	6,383円	9,575円

(2) 加算料金

加算項目	単位数	1月あたり費用・単位	自己負担分（1割）	自己負担分（2割）	自己負担分（3割）
運動器機能向上加算	120単位	1,308円	131円	262円	393円
サービス提供強化加算Ⅰ1	88単位	959円	96円	192円	288円
サービス提供強化加算Ⅰ2	176単位	1,918円	192円	384円	576円
一体的サービス提供加算	480単位	5,232円	524円	1,047円	1,570円
科学的介護推進体制加算	40単位	436円	44円	88円	131円
介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)		198単位	216円	432円	648円
介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)		341単位	372円	744円	1,115円

4 所定料金（基本サービス料金とは別の実費負担料金）

(1) 食費 昼食料金(おやつ含む)として、1食につき620円

(2) 教材費

1回あたり

サービス項目	内 訳	一 般	生活保護 受給者
教材費	各種活動に係る材料費、教材費及び用具費 折り紙・切り絵・書道・ペーパーフラワー・ ちぎり絵・カレンダー等の材料費	実費相当分 概ね50～ 150円	免 除

※活動内容については月毎に予定表でお知らせし、実施日に費用をお知らせいたします。

※活動項目については選択することができます。

※活動内容により、教材費を徴収しない場合があります。

※活動に参加されない場合、教材費は徴収いたしません。

※参加された活動内容に応じて材料費が発生した場合、実費相当分を徴収いたします。

(3) その他

※実際に月ごとのご利用者様負担合計額については、厚生労働大臣が定める基準に基づいて、端数処理を行うため、利用料金を基準とした単純な合計金額とは若干の誤差が生じる場合があります。

※おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は別途ご負担いただくことがあります。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は1日あたりの利用料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日渋谷区の窓口に提出いただきますと、差額の払戻しを受けることができます。

○附則

- (1) この契約書別紙は、令和6年6月1日から実施する。
- (2) 内容に変更がある場合には、その都度作成することができる。

受託者

<住 所> 渋谷区代々木三丁目35番1号
<受託者名> 社会福祉法人渋谷区社会福祉事業団
<代表者> 渋谷区あやめの苑・代々木
施設長 玉山泰子 印

上記の内容の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

利用者 印

代理人 印